

特殊詐欺被害の要因分析 —これからの対策は“老人”から“若者”へ—

名古屋学院大学経済学部3年（愛知県在住）

安住 壮太

第1章 本研究の目的と背景

昨今、オレオレ詐欺や振り込め詐欺を含む特殊詐欺被害が増加し社会問題になっている。特殊詐欺認知件数は、平成21年7,340件から平成29年には18,212件と約2.5倍に上昇、その被害総額は同期間95億8000万円から394億7000万円と約4倍に急増している（警察庁平成29年特殊詐欺認知件数・検挙状況等の広報資料より）。特に、年代別・男女別で見ると、70代以降の女性の被害が大きい。

詐欺の被害と言えば、単身高齢者が自宅の固定電話で被害に遭うイメージが強いが、実態としては本当にそうなのであろうか。本研究では、年々増加している特殊詐欺被害について、回帰分析を用いて分析し、特殊詐欺被害に何が影響を与えているのかを明らかにする。

本研究の分析から得られた主な結果をまとめると、1) 必ずしも高齢者が多い地域が特殊詐欺の被害に遭う確率が高いとは限らないこと、2) 携帯電話普及率が高い地域ほど特殊詐欺の被害に遭う確率が高いこと、が得られた。現在、政府は高齢者を対象とした特殊詐欺被害の対策を講じているが、それでは不十分であることを示唆するものである。

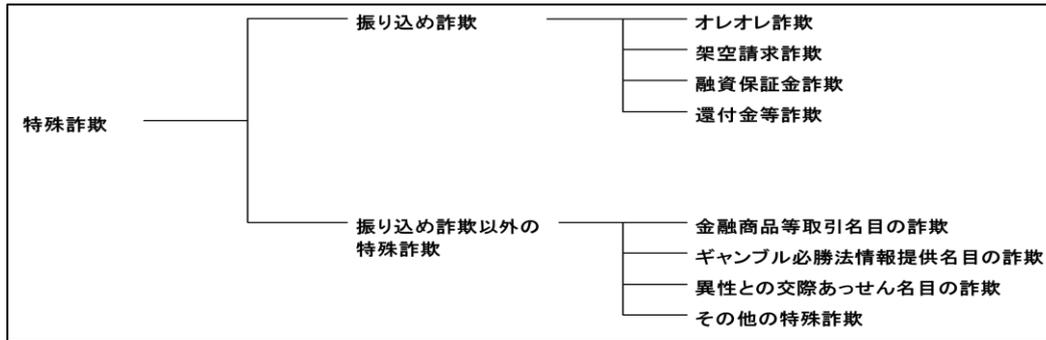
本研究の構成は以下の通りである。まず、第2章で特殊詐欺の現状について概観する。そして、第3章で特殊詐欺の要因分析を行った先行研究を紹介し、第4章で特殊詐欺について回帰分析を行う。最後に第5章で本研究のまとめを述べる。

第2章 特殊詐欺被害の現状

第2-1節 特殊詐欺の状況

この節では、特殊詐欺被害の現状について概観する。まず、特殊詐欺の定義を説明する。警察庁の定義では、「特殊詐欺」とは被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込み、またはその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等をだまし取る恐喝も含む）の総称とされる。なお、図2-1は特殊詐欺の定義を分類図にして表したものである。本研究では、詐欺の総称である「特殊詐欺」に焦点を当て分析する。

図 2-1. 特殊詐欺の分類図

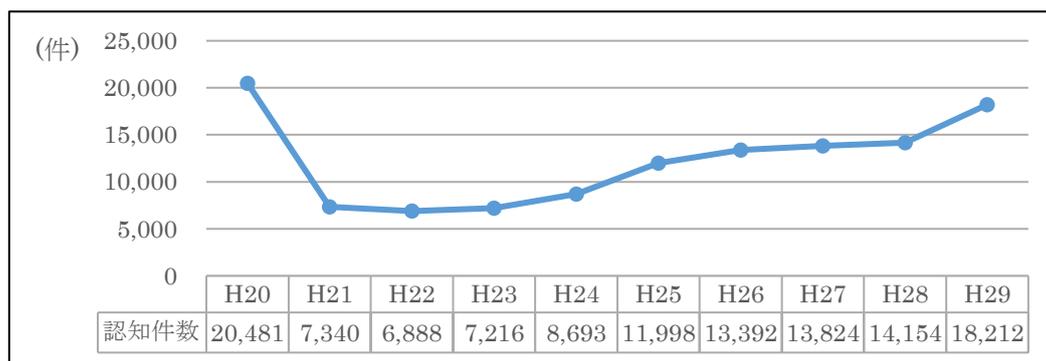


[出典] 警察庁のデータを元に筆者作成
 (https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2017.pdf)

それでは、特殊詐欺被害の現状を見てみる。まず、図 2-2 は特殊詐欺認知件数の推移について見たものである。平成 20 年の振り込み詐欺対策室の設置等により、平成 21 年には認知件数が約 2 万件から約 7 千件に大幅に減少しているが、平成 22 年からは平成 29 年まで年々増加傾向が続いている。なお、紙幅の都合上、提示していないが、特殊詐欺被害総額の推移については平成 26 年までは認知件数と同様に増加傾向が続いていたが、平成 27 年以降は認知件数とは異なり減少傾向にある。この減少傾向については、最近の詐欺の手口として電子マネー型の特殊詐欺が増えているため、認知件数自体は増加しているものの、一件当たりの被害額は小規模になっていることが考えられる。

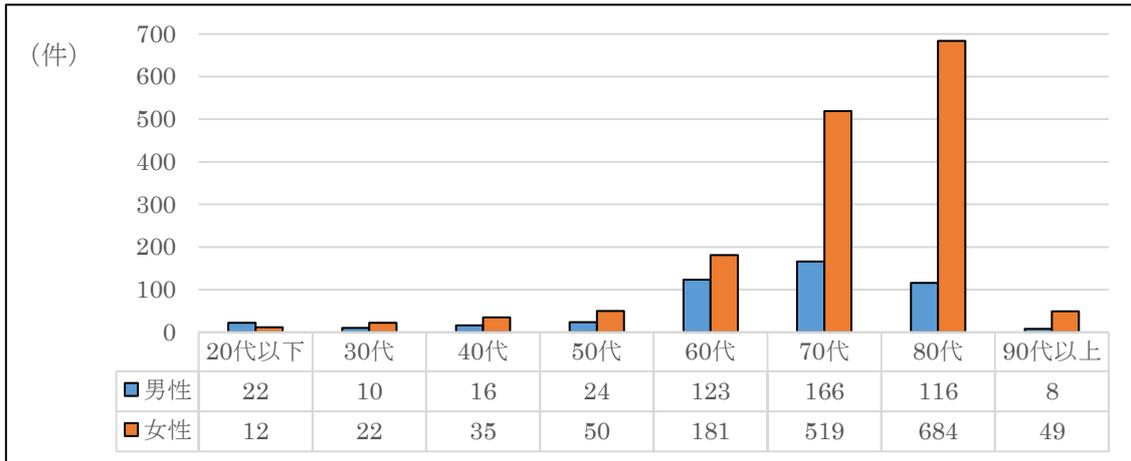
そして、特殊詐欺認知件数について年代別・男女別で比較する。図 2-3 は平成 30 年上半期の年代別・男女別の特殊詐欺認知件数を比較したものである。図 2-3 より、特殊詐欺の被害者は高齢者が多く、その中でも特に女性が大部分を占めていることが分かる。70 代以上の被害者だけで全体の 76%を占め、さらに 70 代以上に限定すると、女性被害者は 81%を占めている。

図 2-2. 特殊詐欺認知件数の推移



[出典] 警察庁のデータを元に筆者作成
 (https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2017.pdf)

図 2-3. 年代別・男女別特殊詐欺認知件数（平成 30 年上半期）



[出典] 警視庁のデータを元に筆者作成
 (http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/tokushu/furikome/furikome.files/jokyo_modify.pdf)

第 2-2 節. 特殊詐欺に対する政府の対策

この節では、特殊詐欺に対する政策について紹介する。政府は、年々増加する特殊詐欺に対して以下の対策を取っている。

1. 特殊詐欺の取締り・被害防止の推進
2. 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進
3. 生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進
4. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応
5. ヤミ金融事犯の取締りの推進
6. フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進
7. ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策
8. インターネットオークション詐欺の取締り
9. 模倣品被害の防止

対策 1 は、金融機関と連携を取り、特殊詐欺被害の未然防止を狙うものである。まず、金融機関の窓口職員等による高齢者を中心とした顧客への声掛けを実施し、振り込め詐欺の被害を未然に防止する。さらに、携帯電話や預貯金口座の売買などの特殊詐欺を助長する行為について取締り、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に契約者確認を求め、金融機関に対し振り込め先指定口座の凍結依頼を推進し、架空請求詐欺、金融商品等取引名目の詐欺の防止を行っている。

また、対策 2 では、悪質商法事犯を関係行政機関との連携強化等により早期把握し、合同・共同捜査を推進して早期事件化を行い、被害の拡大防止を図っている。

そして、対策 3 では、生活経済事犯に利用された口座を凍結するために金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め等を行っている。対策 5 でも、ヤミ金融事犯について同様の対策を実施しており、違法な広

告の削除要請等も行っている。

さらに、対策 4 では、金融庁により偽造キャッシュカード等による被害状況や補償状況等の現状を公表し、被害の防止に努め、対策 6 では、クレジットカード情報や銀行口座番号等の個人情報を撮取するフィッシング行為や、それによる被害を防止するための不正アクセス事犯への対策を行っている。

対策 7 と対策 8 は、インターネットリテラシーの普及に関する対策である。対策 7 では、警察庁とウイルス対策ソフト事業者等が連携し、偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行い、対策 8 では、インターネットオークション詐欺や悪質商法等を防止するため、情報セキュリティに関する講演等を行い、注意喚起を推進している。

最後に、対策 9 は、模倣品、海賊版による被害を防止するものである。消費者庁では、インターネット通販による模倣品被害についての対策を行い、模倣品販売が確認された悪質なサイト等は、消費者庁のウェブサイトでは情報公表を行っている。また、税関では知的財産侵害物品の輸出入の取締りを行っている。

第 3 章 特殊詐欺等の先行研究の紹介

この章では、特殊詐欺や振り込め詐欺の要因分析を行った先行研究について紹介する。ちなみに、特殊詐欺等の手口について紹介したレポートや論文は多数存在するが、特殊詐欺等の要因分析を実証している研究は少なく、筆者が知る限り、福原(2017)や沼田・池田等(2010)のみである。

まず、福原(2017)は国内で発生した特殊詐欺の事例について分析している。彼の分析手法としては、犯罪で用いるキーワードや会話の特徴等の心理的メカニズムをテキスト分析している。分析の結果、心理面を含む消費者被害の調査の充実や関連データの蓄積が重要であると述べている。

そして、沼田・池田等(2010)は、振り込め詐欺が発生する要因分析として、東京都 23 区を対象に不正電話番号登録件数¹と関連する様々な変数との相関分析を行っている。その結果、1) 子供の数と不正電話件数は統計的に有意な負の相関であること、2) 事業所数と不正電話件数も有意な負の相関であること、が得られている。ちなみに、外国人居住者、人口密度、警察署の数、暴力団の数とは関連性が示されていない。彼らは分析結果より、不正事業を抑制するためには、地域に家族を根付かせ、子供が溢れるコミュニケーションが活発な社会の育成が重要な取り組みと述べている(事業所との分析では有意な相関を示しているが、不正電話と詐欺犯罪者の明確な紐づけまではできていないと述べている)。

第 4 章 特殊詐欺被害の要因分析

この章では、特殊詐欺認知件数に与える要因分析を、都道府県(マクロ)のクロスセクションデータを用いて分析する。4-1 節で実証モデルを提示し、4-2 節で都道府県別の特殊詐欺認知件数の現状について概観し、4-3 節で推定結果を紹介する。

¹ 不正電話番号登録件数は、関東財務局が web に公開している悪質な貸金業者の不正電話番号局番リストを用いて算出している。

第 4-1 節. 実証モデル

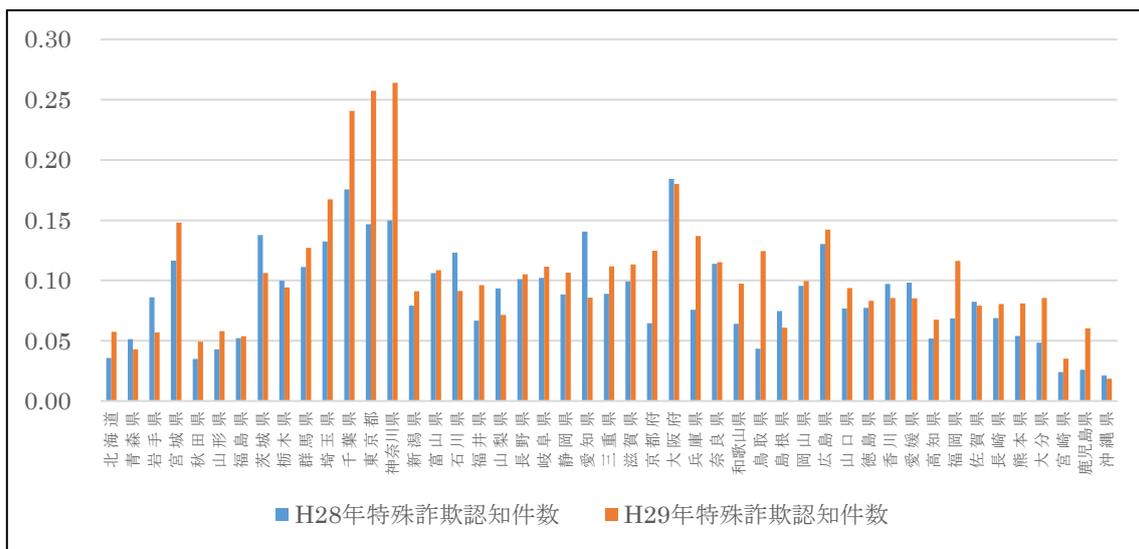
本研究では、都道府県別特殊詐欺認知件数を被説明変数として、特殊詐欺被害に与える様々な説明変数を用い、最小 2 乗法(OLS)で分析する。推定式は以下の通りである。

$$F(\text{特殊詐欺認知件数}) = a \times (\text{詐欺に与える説明変数}) + \text{定数項}$$

第 4-2 節. 都道府県別特殊詐欺認知件数の現状

この節では、要因分析の被説明変数である都道府県別の特殊詐欺被害状況を確認する。まず、図 4-1 は、都道府県別の特殊詐欺認知件数を平成 28 年と平成 29 年で比較したものである。図 4-1 より、平成 28 年から平成 29 年で特殊詐欺認知件数は全体的に増加していることが伺える。特に、東京都や神奈川県、千葉県等の首都圏や、大阪府等の近畿圏において被害件数が多く、また首都圏については平成 28 年から平成 29 年にかけて大幅に認知件数が増加している。なお、平成 29 年の特殊詐欺被害総額についても首都圏や近畿圏等の都市部で被害額は大きくなっており、認知件数と同様の結果が見られる。

図 4-1. 都道府県別特殊詐欺認知件数の比較(平成 28 年・平成 29 年)



[出典] 各都道府県の警察ホームページからデータを収集し筆者作成 (単位は人口千人当たり件数)

第 4-3 節. 特殊詐欺認知件数に与える要因分析の結果

この節では、特殊詐欺認知件数を被説明変数とした分析結果を紹介する。図 4-2 は、詐欺被害に影響を与える代表的な説明変数を用いて行った分析の結果を、回帰式をプロットした散布図で表したものである。

なお、筆者は図 4-2 で提示した説明変数以外にも様々な変数で単回帰分析、及び重回帰分析を行っているが、本研究の主張は図 4-2 に集約される。

図 4-2 を見ると、最終学歴が大学(大学院)卒、単独世帯の割合、携帯電話の契約数、国内銀行預金残高と特殊詐欺認知件数の関係は正の相関であり、逆に、最終学歴が小学校(中学校)卒、老年人口の割合と特殊詐欺認知件

数の関係は負の相関となっている。また、回帰分析の結果を見ると、全ての変数において1%水準で有意である。

ちなみに、特殊詐欺被害総額を被説明変数としても、また、都市部と地方をコントロールするダミー変数を含む様々な変数を入れた重回帰分析の結果でも同様の結果であった。

以上の結果より、係数の大きさから特殊詐欺に遭う要因として学歴の影響が最も大きいと言える。そして、学歴が低いほど被害に遭う確率が高いと言うわけではなく、逆に学歴が高いほど被害に遭う確率が高くなっている。これについては、学歴が高いほど被害を認知できる知識があるためとも考えられるが、家森・上山(2017)の金融トラブルの要因分析に関する実証結果では、学歴が高い人ほど金融トラブルを経験しているとの結果が得られている(すなわち、学歴が高い人ほど様々な金融取引に参入することでトラブルに遭う確率を高め、逆に学歴が低い人ほど何も行動を起こさない結果、トラブルに遭う確率が自然と低くなっている)。ここでの結果も、学歴が高い人ほど様々な消費者契約や金融取引を行う結果、特殊詐欺に遭う確率が高くなっているとも考えられる。

次に、特殊詐欺に遭う要因として大きな影響を与えているのが携帯電話の契約数である。振り込め詐欺を含む特殊詐欺については、高齢者が居住する固定電話に詐欺の電話がかかってくるイメージが強いが、実際は携帯電話を通じ特殊詐欺に遭う確率が高くなっている。

また、単独世帯の割合の推定結果から、一人暮らしほど特殊詐欺に遭う確率を高め、国内銀行預金残高の推定結果から、預金残高の多い都道府県は特殊詐欺の対象になっており、想定される結果となった。

なお、高齢者については、変数の取り方により有意性が見られない結果もあったため、高齢者の多い地域が狙われていると言うわけではなく、全国規模で被害に遭っていることが考えられる。また、家森・上山(2017)では、20代・30代ほど振り込め詐欺の被害に遭う確率が統計的に有意に高くなっている。特殊詐欺の被害としては、高齢者の被害件数が多いと言う現状が見られるが、携帯電話の契約数の分析結果から考えても、潜在的に若者が被害に遭う可能性を示唆しているのかもしれない。

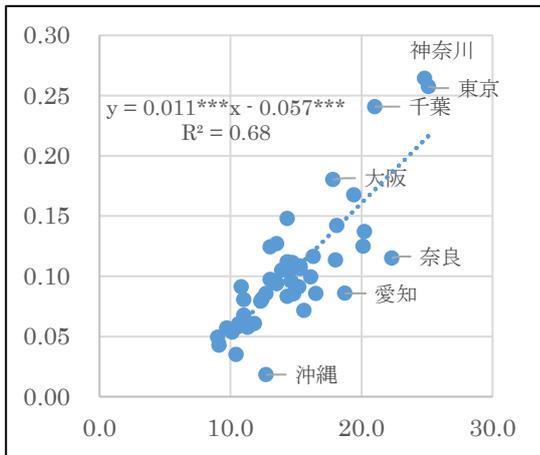
第5章 本研究のまとめ

本研究では、現在社会問題となっている特殊詐欺被害について実証的に要因分析を行った。特殊詐欺の被害と言えば、単身高齢者が自宅の固定電話を通じて被害に遭うイメージが強く、政府も高齢者を対象に特殊詐欺被害の対策を講じているが、本研究の回帰分析の結果は、そのイメージとは大きく異なったものであった。実際、現在の特殊詐欺の被害者は高齢者が多いが、特殊詐欺の要因分析としては学歴や携帯電話の契約数等の影響が大きい。すなわち、特殊詐欺被害については教育の影響が大きいこと、また、携帯電話を通じて若者も被害に遭う確率が高まっていることを示唆している。

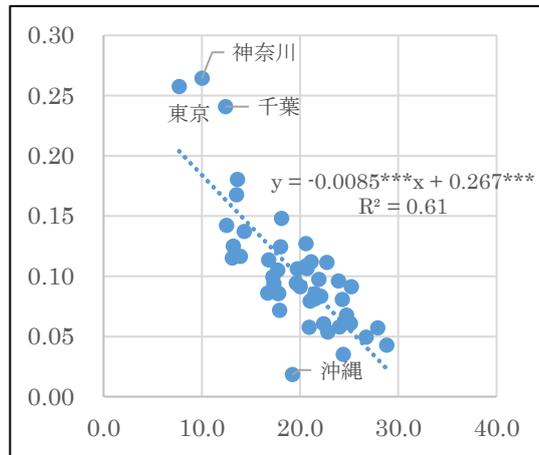
政府は平成30年6月に成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正を国会で成立した。そのため、平成34年4月から18歳・19歳が新成人になる見通しである。この民法改正により、10年以上のパスポート取得や選挙権が認められるとともに、金融契約の締結が18歳以上から可能となっている。成人年齢引き下げにより、若者が金融に関わる様々な取引に直面するようになることから、特殊詐欺被害に遭う確率が高まるものと予想される。現在政府は高齢者を中心とした特殊詐欺被害の対策を取っているが、今後は若者を中心とした対策も必要とされるだろう。特に、学歴が高ければ被害に遭う確率が低くなっているとも限らないことから、学校教育における特殊詐欺被害に関する適切な指導が必要であると言える。これからの特殊詐欺被害の抑制対策は、“老人”から“若者”へとなるのではないだろうか。

図 4-2. 特殊詐欺認知件数に与える要因分析

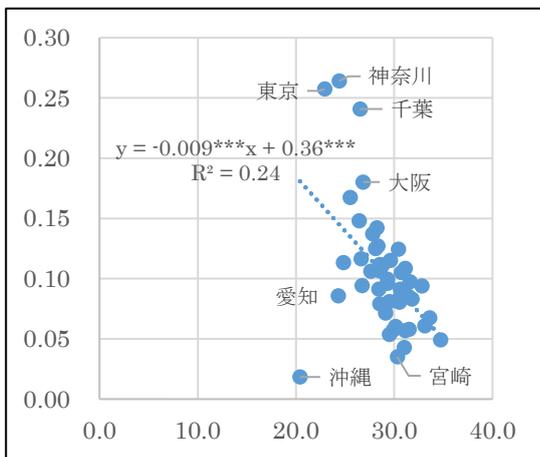
(1) 大学・大学院卒が与える影響



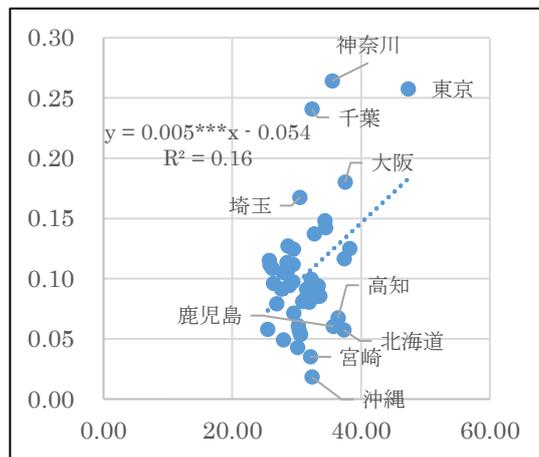
(2) 小学・中学卒の割合が与える影響



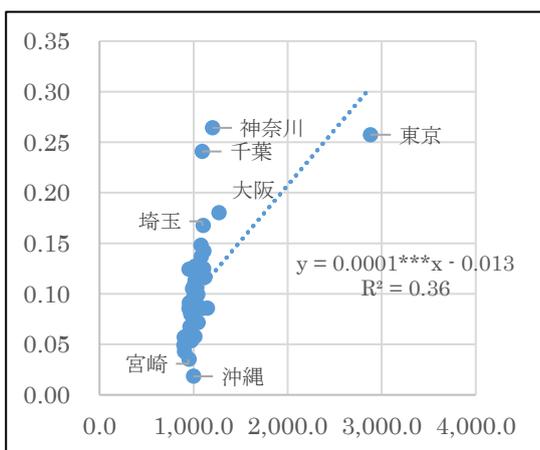
(3) 老年人口割合が与える影響



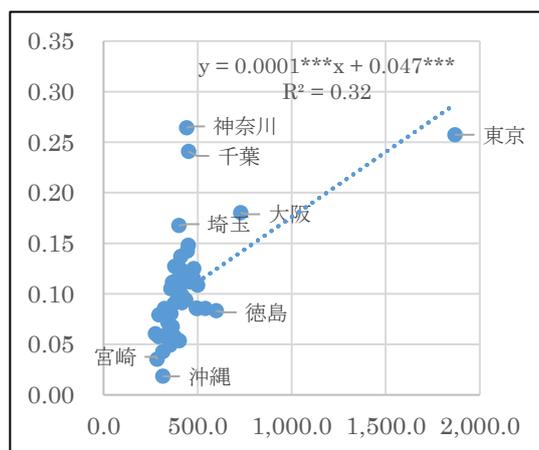
(4) 単独世帯割合が与える影響



(5) 携帯電話契約数が与える影響



(6) 国内銀行預金残高が与える影響



注 1) ***は 1%水準で、**は 5%水準で、*は 10%水準で有意であることを意味する。

注 2) 縦軸が人口千人当たりの特殊詐欺認知件数である。

[参考文献]

福原敏恭(2017)「行動経済学を応用した消費者詐欺被害の予防に関する一考察」金融広報中央委員会(事務局 日本銀行情報サービス局内)、pp.1-48。

沼田秀穂・池田佳代(その他)(2010)「振り込め詐欺と地域社会との関連性研究」情報社会学会誌、Vol.5 No.1、pp.5-17。

家森信善・上山仁恵(2017)「生活者の直面する金融上の問題と金融リテラシー-2016年・金融リテラシーと金融トラブル等に関する調査の概要報告-」神戸大学経済経営研究所ディスカッションペーパー、pp.1-275。

涌井良幸・涌井貞美(2005)「Excelで学ぶ統計解析」ナツメ社。

[参照データ]

警察庁ホームページ(<https://www.npa.go.jp/>)

警視庁ホームページ(<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>)

消費者庁ホームページ(<http://www.caa.go.jp/>)

総務省統計局ホームページ(<http://www.stat.go.jp/>)

審査委員長からのコメント

実証的な分析で、論理性、独創性が高い。学歴、年齢に関して仮説を提唱している点がユニーク。具体的対策の検討があると良かった。